

南 陽 市 長 様
南陽市議会議長 様

南陽市監査委員 青 木 勲
南陽市監査委員 高 橋 弘

財 政 援 助 団 体 監 査 結 果 報 告

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体の監査をおこなったので、同条第9条の規定により、その結果を報告する。

記

- 1 監査の対象 南陽市社会福祉協議会
- 2 監査の期日 平成27年10月23日
- 3 監査の執行者 監査委員 青 木 勲
同 高 橋 弘
- 4 監査の範囲 平成26度中における南陽市社会福祉協議会へ支出した補助金及び指定管理施設の執行状況。
 - ・南陽市健康長寿センター・デイサービスセンター（指定管理）
 - ・南陽市老人いこいの家（指定管理）
 - ・市社会福祉協議会運営事業補助金
 - ・市社会福祉協議会振興事業補助金
 - ・市災害ボランティアセンター運営補助金
 - ・市社会福祉協議会地域福祉振興活動交付金
 - ・その他市関係委託事業他
- 5 監査の方法 資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取して監査を行った。
- 6 監査の結果 事務の執行について計数上の誤りは認められず、補助事業の執行についてもおおむね良好と認めた。

